

(様式第2号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日高市

1 促進計画の区域

日高市全域とする。(農業振興地域に限る)

2 促進計画の目標

日高(市)地域

(1) 現況

本市(地域)は、埼玉県の西部地域に位置し、西側に秩父山地、高麗丘陵があり、東部はなだらかな台地となり武蔵野の面影が色濃く残る地域で、市街地と山間部を除くエリアが農業振興地域となっている。

市中央から東部にかけては、畑作が盛んで都市近郊農業地域となっている。また、特産品の栗、ブルーベリー、お茶、ウドなどの生産も盛んであるが、近年の消費者ニーズの多様化や、環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本(市)地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市全域(農業振興地域に限る)	法第3条第3項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし。